

# 緊急支援委員会および災害対策委員会運用規定

北海道バプテスト連合（以下「連合」）は、連合域内及び近隣地域での災害発生時に、連合役員会が必要と判断した場合、緊急支援委員会および災害対策委員会を設けることとし、その運用規則を次の通り定める。

## 第1章 緊急支援委員会

### 第1条（発動の判断）

連合会長は、第3条に定める災害が発生し、連合内の教会、伝道所が被災した場合に緊急支援委員会を組織し、第4条に定める緊急支援活動を、期限を定めて行うものとする。

### 第2条（緊急支援委員会の組織）

緊急支援委員会の長は連合会長が兼務する。委員は連合役員及び、必要に応じて連合内の教会員の中から委員を補充できるものとする

### 第3条（災害の定義）

委員会が災害として想定するものは次の通り。

- ① 震度5強以上の地震、または津波。
- ② 台風、竜巻等風害の直撃。
- ③ 豪雨等水害、大雪等雪害。
- ④ 教会・伝道所・牧師館の火災。
- ⑤ その他、甚大な天災、人災。

### 第4条（緊急支援活動の内容）

緊急支援委員会は次の活動および独自に必要なと判断した活動を行うことができる。

- ① 被害状況の調査、連盟等への状況報告。
- ② 支援金の募金及び奉仕団の募集及び派遣。
- ③ 必要な物資機材の調達、購入。
- ④ 災害援助物資の輸送、被災者及び奉仕者の移動支援。
- ⑤ 災害被災者の一時保護、給食支援。
- ⑥ 被災教会・伝道所での礼拝、集会に必要な原状復帰援助。
- ⑦ 二次被害を回避するための活動。

### 第5条（二次災害の回避）

感染症災害、その他、二次災害の危険が予測される可能性が大きい時には直接支援の活動を行ってはならない。この場合、遠隔地から可能な援助を行うものとする。

### 第6条（活動費用の支弁）

委員会が発動する場合の初動に要する費用は、連合が保有する財源から支弁する。

- 2 第3条に定める災害時においては、事後報告に基づく初動費用の支弁を認める。
- 3 連合はこのため、基金を積み立てるものとする。

## 第7条（募金の呼びかけ）

委員会は下記の目的で募金を呼び掛けることができる。

- ① 第3条に定める災害により、第4条の活動を行う活動資金（支援金）を募る目的。
- ② 第3条に定める災害により、被災教会、伝道所に対して直接提供する資金（義捐金）を募る目的。

- 2 献金者の誤認を避けるため、献金を呼びかける場合は前項の①又は②の主旨、会計報告及び残余資金の処分方法を明示しなければならない。

## 第8条（活動の終了）

第4条に基づく活動の終期は初動から1ヶ月以内とする。ただし、必要と認めれば最長で3ヶ月まで延長できるものとする。

- 2 終了した場合は活動報告書、収支報告書を連合内及び関係諸教会に送付するものとする。

## 第9条（委員会の責任免除）

緊急支援委員会が第4条に定める活動を主催する場合であっても、その活動に伴って生じた二次被害、すなわち人身傷害、疾病、物損、紛失等の責任は参加者個人の負うものとし、緊急支援委員会及び緊急支援委員個人は負わないこととする。

- 2 活動に参加する者はボランティア保険等適切な保険に加入した者とする。
- 3 緊急支援委員会は活動の実施に際し、前項の告示を適切に行うこととする。

## 第2章 災害対策委員会

### 第10条（委員会の設置）

連合役員会は、災害発生時に継続した活動が必要だと判断した場合には、災害対策委員会を設置することができる。

### 第11条（委員会の構成）

災害対策委員会は連合役員会が委嘱した、委員長1名、書記1名、会計1名、委員数名をもって構成する。任期は定めない。

### 第12条（委員会の活動）

災害対策委員会は必要な長期的支援活動を行うものとする。

- 2 災害対策委員会は毎年、連合総会に対して活動報告及び収支報告を行うものとする。

### 第13条（活動費用の支弁）

災害対策委員会の活動に要する費用は、連合会計（補助費または基金）および募金等をもって支弁する。

### 第14条（活動の終了）

災害対策委員会は、継続した活動が必要なくなったと判断した場合、連合総会に活動および決算報告をした上で、活動を終了する。

- 2 活動終了に伴う活動費の残余金については、第6条3項に定める基金に繰り入れることとする。
- 3 活動終了時には、購入した資機材等がある場合には、適切に処分することとする。

#### 第15条（委員会の責任免除）

災害対策委員会が第4条に定める活動を主催する場合であっても、その活動に伴って生じた二次被害、すなわち人身傷害、疾病、物損、紛失等の責任は参加者個人の負うものとし、災害対策委員会及び災害対策委員個人は負わないこととする

- 2 活動に参加する者はボランティア保険等適切な保険に加入した者とする。
- 3 災害対策委員会は活動の実施に際し、前項の告示を適切に行うこととする。

#### 第16条（規則の改正）

この規則を改正するときは、連合総会の承認を必要とする。

（付則）

この規則は、2014年4月29日から施行する。

2020年4月一部改正